

日弁連総第36号
2024年（令和6年）12月25日

法務大臣 鈴木馨殿

日本弁護士連合会
会長 淳上玲子

死刑制度の廃止等を求める要請書

第1 要請の趣旨

- 死刑制度を廃止する立法措置を講じること。
- 死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。

第2 要請の理由

- 死刑は、基本的人権の核を成す生命に対する権利を国が剥奪する刑罰であり、近代人権思想において刑罰が身体刑から自由刑に見直される中で、唯一残された最も苛烈な刑罰である。当連合会は、2016年に開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止及び刑罰制度全体の見直しを求めてきた。
- 周知のとおり、国際的には、法律上又は事実上の死刑廃止国は144か国に上っている。また、O E C D加盟38か国については、死刑制度を残しているのは、米国、韓国、日本の3か国のみであるが、韓国は1997年12月以降執行しておらず、米国も29の州は死刑を廃止しているか執行を停止している。その結果、国家として死刑を執行している先進国は日本のみとなっており、世界的な死刑廃止の流れはさらに進んでいる。
- 刑罰制度は、犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した者の更生により社会全体の安寧に資するものであるべきである。2025年6月には、懲役刑と禁錮刑が一本化されて拘禁刑に再編した改正刑法が施行されることになっており、これは「応報を主眼とする刑罰制度」から「更生と教育を主眼とする刑罰制度」への移行の現れである。

そのような中、我が国の刑法典の下で、死刑は罪を犯した者の更生を指向しない唯一の刑罰であり、拘禁刑の理念と相容れない異質なものである。

- 法務省は、従前から、世論調査において多数の支持を得ているとして、死刑

制度の存置を主張してきた。しかしながら、そもそも死刑についての情報が乏しい中での世論調査の適正性に問題のあることや、2014年、2019年の世論調査では、死刑に代えて導入される刑罰の内容次第では死刑の廃止も受け容れられる余地があることが示されている。また、国際人権（自由権）規約委員会等からは、「世論調査の結果にかかわらず」死刑制度の廃止を考慮するよう何度も勧告を受けており、世論調査をよりどころにして死刑制度の存置を正当化することは許されない。

5 本年9月26日に静岡地方裁判所が袴田巖氏に対する再審公判で言い渡した無罪判決は、検察官の上訴権放棄により確定した。この無罪判決は、事件発生から58年後のことである。死刑判決が確定していた者の中に無実の者がいたことが、1980年代の4件の死刑再審無罪判決に續いて明らかになった。袴田氏は、死刑判決確定後、無実であるにもかかわらず、自分がいつ死刑が執行されるか分からぬという恐怖にあまりに長くさらされ、心を病み、今も妄想の世界にいる状態が続いている。このことは、死刑制度の非人道性を我々に突きつけている。

6 有識者16名で構成された「日本の死刑制度について考える懇話会」は、有識者や犯罪被害者を含む関係者からのヒアリングや、委員間での議論を行い、本年11月13日、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させはならない」等の認識の下、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」を全委員の一致した意見として提言している。

今こそ、死刑制度の廃止へと向かうプロセスを進めるべきである。

7 以上により、当連合会は、死刑制度を廃止する立法措置を講じることを求るとともに、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑執行を停止することを求める。

以上